医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術 (症例:令和5年1月1日~令和5年12月31日)

区分1に分類される手術		
ア:頭蓋内腫瘤摘出術等	0	0
イ:黄斑下手術等	0	
ウ:鼓室形成手術等	0	
工:肺悪性腫瘍手術等	0	
オ:経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	
区分2に分類される手術		
ア:靱帯断裂形成手術等	0	10
イ:水頭症手術等	10	
ウ:鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
工:尿道形成手術等	0	
才:角膜移植術	0	
カ:肝切除術等	0	
キ:子宮付属器悪性腫瘍手術等	0	
区分3に分類される手術		
ア:上顎骨形成術等	0	0
イ:上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ:バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
工:母指化手術等	0	
オ:内反足手術等	0	
カ:食道切除再建術等	0	
キ:同種死体腎移植術等	0	
区分4に分類される手術		
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術		37
その他に分類される手術		
ア:人工関節置換術	0	141
イ:乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対して行うもの)	0	
ウ:ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	46	
工:冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0	